

傷害保険ご契約のしおり (普通保険約款・特約集)

このしおりは「普通傷害保険（特殊団体傷害保険）」
のご契約のしおりとなります。

- 弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務などの代理業務を行っております。したがって、弊社代理店とご締結いただいて有効に成立しましたご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。
- ご契約内容等についてご不明な点、お気づきの点がございましたらご遠慮なく取扱代理店または弊社にお問い合わせください。
- ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、本普通保険約款および特約について被保険者の方にもご説明いただきますようお願い申し上げます。

目次

I	契約概要	1
1.	商品の仕組みおよび主な引受条件等	1
(1)	商品の仕組み	1
(2)	補償内容	1
(3)	ご希望によりセットできる主な特約	2
(4)	保険期間（保険のご契約期間）	2
(5)	引受条件（保険金額等）	2
2.	保険料	2
3.	保険料の払込方法について	2
4.	満期返れい金・契約者配当金	3
5.	解約と解約返れい金（返還保険料）	3
II	注意喚起情報	4
1.	クーリングオフについて	4
2.	告知義務・通知義務等	4
(1)	契約締結時における注意事項（告知義務）	4
(2)	契約締結後における注意事項（通知義務等）	4
(3)	契約締結後における留意事項（保険契約の失効）	4
3.	死亡保険金受取人の指定について	4
4.	責任開始期	4
5.	主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）	4
6.	保険料の払込猶予期間等の取扱い	4
7.	解約と解約返れい金（返還保険料）	4
8.	代理請求人制度について	5
9.	被保険者による保険契約の解除請求について	5
10.	保険会社破綻時の取扱いについて	5
11.	個人情報の取扱いに関する事項について	5
12.	事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について	6
13.	その他ご注意いただきたいこと	6
(1)	ご契約時にご注意いただきたいこと	6
(2)	ご契約にセットできる主な特約	7
14.	用語のご説明	7
III	普通保険約款・特約	8
1.	普通保険約款	8
	傷害保険普通保険約款	8

2. 特約	22
(1) 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約	22
(2) 死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	22
(3) 往復途上傷害危険補償特約	22
(4) 天災危険補償特約	22
(5) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	22
(6) スポーツ団体傷害保険特約	27
(7) P T A 団体傷害保険特約	28
(8) シルバー人材センター団体傷害保険特約	29
(9) 留守家庭児童団体傷害保険特約	30
(10) 行事参加者の傷害危険補償特約	31
(11) 施設入場者の傷害危険補償特約	32
(12) 学校契約団体傷害保険特約（管理下および管理下外補償）	32
(13) 学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）	33
(14) 学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）	35
(15) 行政委嘱委員団体傷害保険特約	35
(16) 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	37
(17) 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	38
(18) 包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）	39
(19) 保険料確定特約（包括契約に関する特約用）	39
(20) 保険料確定特約（シルバー人材センター団体傷害保険特約用）	40
(21) 保険料確定特約（行政委嘱委員団体傷害保険特約用）	40
(22) 一般団体傷害保険保険料分割払特約	40
(23) 傷害保険保険料分割払特約（一般用）	42
(24) 傷害保険保険料支払に関する特約	43
(25) 企業等の傷害保険金受取に関する特約	43
(26) 訴訟の提起に関する特約	43
(27) 共同保険に関する特約	43
IV 保険証券面の表示等について	45
1. 特約一覧	45
2. 共同保険引受保険会社名称一覧	46

I 契約概要

1. 商品の仕組みおよび主な引受条件等

(1) 商品の仕組み

傷害保険は、被保険者が日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故によって傷害（以下、「ケガ^(注1)」といいます。）を被った場合等に保険金をお支払いします。商品やセットする特約によって被保険者の範囲や保険金が支払われる事故の範囲が異なります。詳細は「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。

(注) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸出した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

急激とは	突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故が緩やかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔の無いことを意味します。
偶然とは	「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
外来とは	ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

次のようなケースは「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

- ・靴ずれ：長時間靴を履いて歩行することで発生するため、「急激性」がありません。
- ・車酔い：長時間の運転と身体の特性によるものであるため、「急激性」「外来性」がありません。

(2) 補償内容

①保険金をお支払いする主な場合

主な支払事由は次のとおりです。詳細は、「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。また次の保険金は組み合わせたいことができ可能です。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする額
 死亡保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に亡くなられた場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 ^(注1)
 後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100% ^(注1)
 入院保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額 × 入院日数 ^(注2) (180日間限度)
 手術保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のため手術 ^(注3) を受けられた場合 ^(注4)	入院保険金日額 × 10倍 または5倍 ※入院中の手術⇒10倍 外来の手術⇒5倍
 通院保険金	事故によりケガをされ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に通院（往診による治療を含みます。）された場合 ^(注6)	通院保険金日額 × 通院日数 ^(注5) (90日間限度)

(注1) 死亡保険金と後遺障害保険金は重複してお支払いしますが、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。

(注2) 事故発生の日からその日を含めて180日以内の入院が対象となります。

(注3) 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術および先進医療に該当する手術が対象となります。ただし、一部の手術を除きます。

(注4) 1事故につき1回の手術に限ります。

(注5) 事故発生の日からその日を含めて180日以内の通院が対象となります。

(注6) 通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガにより弊社で定める所定の部位を固定するために医師の指示によりギプス等を装着したときは、その日数についても通院したものとみなします。

②主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）等

次の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので詳細は、「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。

- ・被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
- ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ

- ・無免許運転、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
 - ・脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ
 - ・頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ・妊娠、出産、早産、流産
 - ・ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ^(注6)
 - ・道路以外の場所で自転車、オートバイ、原動機付自転車等による競技、競争、興行、試運転をしている間のケガ
- (3) ご希望によりセットできる主な特約
ご希望によりセットできる特約をご用意しております。この保険にセットできる主な特約およびその概要は次のとおりです。ご契約される保険によってはセットできない場合もありますので、詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

特 約	概 要
保険料確定特約	<p>包括契約等において、契約締結時に把握可能な前年実績等に基づき算出した暫定保険料を確定保険料とみなしてご契約を行い、確定精算を省略することができます。また本特約をセットすることにより保険期間終了後の確定精算だけでなく、毎月の通知につきましても不要となります。</p> <p>※本特約がセットできる傷害保険（団体傷害保険特約）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行事（レクリエーション）参加者傷害保険 ・施設入場者傷害保険 ・学校契約団体傷害保険 ・シルバー人材センター団体傷害保険 ・行政協力員団体傷害保険

- (4) 保険期間（保険のご契約期間）
保険期間は1年間や1年未満の短期のご契約もできます。ただし、あらかじめ保険期間が指定されている傷害保険（団体傷害保険特約）がありますので、詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。また、実際にご契約いただくにあたってのお客さまの保険期間は保険契約申込書をご確認ください。
- (5) 引受条件（保険金額等）
- ① 保険金額の設定について、次の点にご注意ください。実際にご契約いただくお客さまの保険金額は申込書等をご確認ください。
 - ア. 被保険者の方の年齢・年取等に照らして、適正な金額となるように設定してください。
 - イ. 入院保険金日額、通院保険金日額はそれぞれ他の補償項目の保険金額との関係で上限が定められます。
 - ウ. 次のいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡に関する保険金額は被保険者ごとに**同種の他の保険契約等と合算して1,000万円まで**となりますので、ご注意ください。
 - a. 被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合
 - b. ご契約者と被保険者が異なり、被保険者の同意が確認できない場合
 - ② 被保険者が保険開始日時時点で満70歳以上である場合や、これまでに保険金の請求頻度が著しく高いなど、加入者相互間の公平性を逸脱する極端な保険金支払またはその請求があった場合には、新規契約および継続する契約ともに契約条件を見直していただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

2. 保険料

保険料は保険金額・保険期間・行事または業務^(注)の内容等により決定されます。また、実際にご契約いただくにあたってのお客さまのご契約の保険料は保険契約申込書に記載されたものとなりますので必ずご確認ください。

(注) 保険の対象となる行事または業務によって、ご契約を行う傷害保険（団体傷害保険特約）が異なります。

3. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む「一時払」と、12回の回数に分けて払い込む「分割払」があります。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

払込方法	一時払	分割払（12回払）
直接集金	○	×
口座振替	×	○ (5%割増)

- ※1 直接集金では、取扱代理店が保険料を直接領収いたします。また、保険契約締結のお手続きの際に第1回目の保険料をお支払いください（一時払の際は、保険料の全額をお支払いください。）。
- ※2 分割払（12回）につきましては、学校契約団体傷害保険の場合にご利用いただけます。
- ※3 口座振替では、弊社の指定する金融機関の口座から、毎月26日にお引き落としいたします。26日が休業日の場合は翌営業日にお引き落としいたします。

4. 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5. 解約と解約返れい金（返還保険料）

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までにご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返還される場合があっても、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。また、ご契約の傷害保険（団体傷害保険特約）によっては、解約返れい金が無い場合もございます。詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

II 注意喚起情報

1. クーリングオフについて

この保険は保険期間が1年以下のご契約のため、**クーリングオフ^(注)を行うことができません。**

(注) クーリングオフとは、ご契約の申込み後であっても、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除ができる制度をいいます。

2. 告知義務・通知義務等

(1) 契約締結時における注意事項（告知義務）

保険契約申込書等に☆または★が付された事項はご契約に関する重要な告知事項です。ご契約時に正確に記載してください。

これらの内容が事実と異なっている場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。（弊社の代理店には告知受領権があります。）

○ 同種の他の保険契約等について

(2) 契約締結後における注意事項（通知義務等）

保険契約申込書等に☆が付された事項について、ご契約後に次の変更等が生じた場合には、遅滞なくご契約の取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がないと、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除する場合、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の後に生じた損害については保険金を削減してお支払いすることがあります。

○ 被保険者のスポーツ種目が変更となる場合（スポーツ団体傷害のみ）

○ 通知義務の対象には該当しませんが、ご契約者の住所などを変更した場合も取扱代理店または弊社までご連絡ください。

(3) 契約締結後における留意事項（保険契約の失効）

ご契約後、被保険者が死亡し、被保険者がいなくなった場合には、保険契約は効力を失います。

3. 死亡保険金受取人の指定について

○ **死亡保険金は原則として法定相続人にお支払いします。**被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合は必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにご契約をされた場合には保険契約が無効となります。なお、特定の方を死亡保険金受取人に指定される場合には、被保険者の署名および捺印、その他弊社の定める書類が必要となります。

○ 企業などがご契約者および死亡保険金受取人となり、従業員等を被保険者とするご契約については、被保険者のご家族などに対し、傷害保険への加入についてご説明くださいますようお願いいたします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間の初日の午後4時（保険契約申込書またはセットする特約にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に開始します。保険期間が始まった後であっても、保険料を領収する前に生じた事故に対しては保険料をお支払いできません。

5. 主な免責事由（保険金をお支払いしない主な場合）

(1) 主な免責事由

次の事由によって生じたケガに対しては保険金をお支払いできません。なお、主な場合のみを記載しておりますので、詳細は、「普通保険約款」、「特約」をご参照ください。

○ 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によるケガ

○ 被保険者の自殺行為・犯罪行為・闘争行為等によるケガ

○ 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見のないもの

(2) 重大事由による解除の場合

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。

○ 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合

○ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合

○ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

この場合には、全部または一部の保険金をお支払いいたしません。

6. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は特定の特約をセットした場合を除き、ご契約と同時に支払ってください。保険期間が始まった後も**保険料を領収する前に生じた事故については保険金をお支払いすることができません。**また、第2回目以降の分割保険料は、毎月の払込期日までにお支払いください。払込期日の翌月末まで払い込みの猶予がありますが、この猶予期間を過ぎても分割保険料の払い込みがない場合には、保険金をお支払いできず、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。

なお、分割払のご契約において、死亡保険金を支払うべき事故が発生した場合には、死亡保険金等にかかる保険料のうち未払込分の保険料を一括でお支払いいただけます。

7. 解約と解約返戻金（返還保険料）

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または弊社までご連絡ください。なお、解約の条件によっては、弊社の定めるところにより未経過期間に相当する保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。保険料が返還される場合であって

も、解約返れい金は原則として未経過期間に対する日割相当額よりも少なくなります。次の算式をご参照ください。

(1) 計算式

補償項目ごとに次の算式により算出します。

$$\text{返還保険料} = \text{保険料} \times \left[1 - \text{既経過期間に対応する短期料率} \right]$$

(注) 包括契約、団体契約等の契約種類等により計算式が異なります。また、ご契約の傷害保険（団体傷害保険特約）によっては、解約返れい金が無い場合もございます。詳細は取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

※次表の短期料率表から既経過期間に対応する短期料率を適用します。

(短期料率表)

既経過期間	短期料率	既経過期間	短期料率
1か月まで	12分の1	7か月まで	12分の7
2か月まで	12分の2	8か月まで	12分の8
3か月まで	12分の3	9か月まで	12分の9
4か月まで	12分の4	10か月まで	12分の10
5か月まで	12分の5	11か月まで	12分の11
6か月まで	12分の6	1年まで	12分の12

8. 代理請求人制度について

代理請求人制度とは、被保険者が、保険金のお支払いの対象となる傷害を被り、保険金をご請求される前に、重度の障害により保険金の請求ができなくなってしまった等の特別な事情があり、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいない場合には、被保険者の配偶者または3親等内のご親族のうち弊社所定の条件を満たす方が、被保険者の代理人（以下「代理請求人」といいます。）として保険金のご請求が可能となる制度です。詳細は、取扱代理店または弊社にお問い合わせください。本制度については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。

9. 被保険者による保険契約の解約請求について

被保険者とご契約者が異なる場合で、次の①～⑥のいずれかに該当するときは、被保険者は、ご契約者に対しこの保険契約を解除することを求めることができます。この場合は、ご契約者は、弊社に対する通知をもって、この保険契約を解除しなければなりません。

- ① この保険契約の被保険者となることについての同意をしていなかった場合
- ② 次に該当する行為のいずれかがあった場合
 - ・ご契約者または保険金を受け取るべき方が、弊社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせ、または生じさせようとした場合
 - ・保険金を受け取るべき方が、この保険契約に基づく保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ ご契約者または保険金を受け取るべき方が暴力団関係者等の反社会的勢力に該当する、または関与していると認められた場合
- ④ 同種の他の保険契約等との重複により、死亡・後遺障害保険金額が過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
- ⑤ ご契約者または保険金を受け取るべき方が、上記②から④の場合と同程度に被保険者のこれらの方に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させた場合
- ⑥ ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。

※1 上記①に該当する場合は、その被保険者が直接弊社に対する通知をもって、この保険契約を解除することができます。その際は被保険者（本人）であることを証明していただく資料等をご提出していただきます。

※2 解除する範囲はその被保険者に係る部分に限ります。

10. 保険会社破綻時の取扱いについて

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。傷害保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となっておりますので、次のとおり補償されます。

- 保険期間が1年以内の場合は、保険金や返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は100%が補償されます。
- 保険期間が1年超のご契約の場合は、保険金や返れい金等は90%までが補償されます（ただし、主務大臣が定める率により高い予定利率を適用している保険契約は、補償割合が90%を下回る場合があります。）。「損害保険契約者保護機構」の詳細は、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

11. 個人情報の取扱いに関する事項について

弊社は、保険契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品または各種サービスの案内・提供、アンケートの実施を行うために利用するほか、次の①から⑤記載の取得・利用・提供または登録、その他業務上必要とする範囲内で利用し、業務の範囲を超えて利用しません。

- ① 弊社が、上記業務のために業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
 - ② 弊社が、保険制度の健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあること。
 - ③ 弊社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、再保険会社等に提供を行うこと（再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含む。）があること。
 - ④ 弊社が、グループ会社に提供を行い、当該会社とその取扱う商品・サービスの案内または提供を行うことがあること。
 - ⑤ 弊社が、質権、抵当権、譲渡担保権、所有権留保の担保権者における担保権の設定・変更・移転に係る事務手続き、担保権の維持・管理・行使のために、その担保権者に提供を行うことがあること。
- 弊社の個人情報保護宣言、弊社のグループ会社につきましては弊社ホームページ（<http://www.daidokasai.co.jp/>）をご覧ください。

12. 事故が発生した場合の手続きおよび保険金のお支払時期について

- 事故が発生した場合には、**事故が発生した日から30日以内**にご契約の取扱代理店または弊社にご連絡ください。
- 賠償をしななければならないと思われる事故が発生した場合には、事故の処理につきご相談ください。示談金や賠償金をあらかじめ弊社の承認を得ずに支払われた場合には、保険金をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありませんが、万一、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円滑に解決するよう、ご相談に応じさせていただきます。
- 保険金請求権については**時効（3年）**がありますのでご注意ください。
- 保険金の支払請求時に必要となる書類等
被保険者または保険金を受け取るべき方は、次の書類をご提出いただく必要があります。なお、必要に応じて、次の書類以外の書類もご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求意思および保険金請求権者であることが確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、死亡保険金受取に関する同意書、委任状、代理請求人による保険金の請求および受領に関する確認書、住民票など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故証明書、傷害状況報告書、就業不能状況報告書など
3	保険金支払額の算出に必要な書類	死亡診断書（写）、死体検案書（写）、後遺障害診断書、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、運転免許証（写）、レントゲン（写）など
4	被保険者であることが確認できる書類	被保険者名簿など
5	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
6	弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類	同種の他の保険契約の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

弊社が保険金の支払に必要な書類の取り付けを完了した日から、原則として**30日以内**に保険金をお支払いします。ただし、次のような事由が生じた場合は、お客さまにその理由と内容をご確認のうえ、事由ごとに定めた日数を限度にお支払時期を延長させていただきます場合があります。

- ① 警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
- ② 医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ 後遺障害の内容、その程度を確認するための、医療機関による診断等の照会 120日
- ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合の調査 60日
- ⑤ 日本国外での調査が必要な場合 180日

13. その他ご注意いただきたいこと

- (1) ご契約時にご注意いただきたいこと
 - 取扱代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立いたしましたご契約につきましては弊社と直接契約されたものとなります。
 - 保険料をお支払いいただきますと、弊社所定の保険料領収証が発行されますので、お確かめください。また、ご契約手続きから20日を経過しても保険証券が届かない場合は、弊社にご照会ください。
 - ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。
 - 損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故にかかわる保険契約の状況や保険金請求の状況等について確認を行っています。確認内容は、上記目的以外には用いません。ご不明な点は、弊社までお問い合わせください。
 - ご契約者と被保険者が異なる場合（団体契約を含みます。）や、被保険者となる方がご契約者以外にもいらっしゃる場合に

は、重要事項説明書の内容をその方にもご説明ください。

- 包括契約や団体契約等にてご契約いただく場合の保険料は「暫定保険料」となっております。毎月一定日（または保険期間満了後）までに確定した人数等の報告をいただき、それに基づいた「確定保険料」と「暫定保険料」との差額を精算していただきます。なお、所定の条件を満たす契約については「**保険料確定特約**」をセットすることにより、保険期間終了後の保険料確定精算の事務手続きを不要とすることができます。また、被保険者数の毎月の通知につきましても不要となります。詳細につきましては、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。
 - 準記名式契約の場合は、被保険者全員の名簿の備付けをお願いします。名簿に記載がない方については保険金支払対象外となります。また、人数の増員・減員の場合にご連絡ください。追加保険料のお支払いがない場合、支払保険金が削減されることがあります。
- (2) ご契約にセットできる主な特約
ご契約の「団体傷害保険特約」により、セットできる特約が異なります。次の表をご確認ください。
＜お支払いする保険金に関する特約＞

特約名称	死亡保険金および後遺障害保険金のみの支払特約	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみの支払特約
団体傷害保険特約		
行 事 参 加 者 傷 害 保 険	○	○
施 設 入 場 者 傷 害 保 険	○	○
シルバ－人材センター団体傷害保険	○	○
ス ポ ー ツ 団 体 傷 害 保 険	○	×
P T A 団 体 傷 害 保 険	○	○
留 守 家 庭 児 童 団 体 傷 害 保 険	○	○
学 校 契 約 団 体 傷 害 保 険	○	○
行 政 協 力 員 団 体 傷 害 保 険	×	○

○…セットできます ×…セットできません

14. 用語のご説明

用 語	説 明
医 学 的 他 覚 所 見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
後 遺 障 害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
同種の他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払条件が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
払 込 期 日	保険料を払いただく期日のことで、保険証券に記載しており、金融機関所定の振替日が保険料払込期日となります。
被 保 険 者	保険の対象となる方をいいます。
未 婚	婚姻暦のないことをいいます。
準 記 名 式 契 約	団体と一定の関係にある方を被保険者とし、明細書や加入依頼書に被保険者氏名を記載することなくあらかじめ定めた条件で補償する契約方法をいいます。

Ⅲ 普通保険約款・特約

1. 普通保険約款

傷害保険普通保険約款

第1章 用語の定義条項

第1条（用語の定義）

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
医科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。
危険	傷害の発生の可能性をいいます。
競技等	競技、競争、興行（注1）または試運転（注2）をいいます。 （注1）いずれもそのための練習を含みます。 （注2）性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
公的医療保険制度	次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。 ① 健康保険法（大正11年法律第70号） ② 国民健康保険法（昭和33年法律第192号） ③ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号） ④ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号） ⑤ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号） ⑥ 船員保険法（昭和14年法律第73号） ⑦ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。（注） （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
歯科診療報酬点数表	手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。
自動車等	自動車または原動機付自転車をいいます。
手術	次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為（注1）。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。 ア. 創傷処理 イ. 皮膚切開術 ウ. デブリードマン エ. 骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 オ. 抜歯手術 ② 先進医療（注2）に該当する診療行為（注3） （注1）歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 （注2）手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限りします。 （注3）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限りします。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身の薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
乗用具	自動車等、モーターボート（注）、ゴーカー、スノーモービルその他これらに類するものをいいます。 （注）水上オートバイを含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
治療	医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。 （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
通院保険金日額	保険証券記載の通院保険金日額をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
入院保険金日額	保険証券記載の入院保険金日額をいいます。

配 偶 者	婚姻関係にある者の相手方をいい、法律上の婚姻届出が提出されていない事実上の婚姻関係にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被 保 険 者	保険証券記載の被保険者をいいます。
保 険 期 間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保 険 金	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金または通院保険金をいいます。
保 険 金 額	保険証券記載の保険金額をいいます。

第2章 補償条項

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故（注）によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。
- （注）以下「事故」といいます。
- (2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状（注）を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。
- （注）継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合には、保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - ア. 法令に定められた運転資格（注3）を持たないで自動車等を運転している間
 - イ. 道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
 - ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑥ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産
 - ⑦ 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当社が保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合には、保険金を支払います。
 - ⑧ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑨ 戦争、外国の武力行使、革命、政權奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注4）
 - ⑩ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑪ 核燃料物質（注5）もしくは核燃料物質（注5）によって汚染された物（注6）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑫ ⑨から⑪までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑬ ⑪以外の放射線照射または放射能汚染
 - （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
 - （注3）運転する地における法令によるものをいいます。
 - （注4）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
 - （注5）使用済燃料を含みます。
 - （注6）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、被保険者が頸部症候群（注）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、保険金を支払いません。
- （注）いわゆる「むちうち症」をいいます。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- 当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者が別表1に掲げる運動等を行っている間
 - ② 被保険者が次のいずれかに該当する間

- ア. 乗用車を用いて競技等をしている間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、自動車等を用いて道路上で競技等をしている間については、保険金を支払います。
- イ. 乗用車を用いて競技等を行うことを目的とする場所において、競技等に準ずる方法・態様により乗用車を使用している間。ただし、下記ウに該当する場合を除き、道路上で競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間については、保険金を支払います。
- ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車等を用いて競技等をしている間または競技等に準ずる方法・態様により自動車等を使用している間

第5条（死亡保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合は、保険金額の全額（注）を死亡保険金として死亡保険金受取人に支払います。
- (注) 既に支払った後遺障害保険金がある場合は、保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。
- (2) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(1)または(2)の規定により被保険者の法定相続人が死亡保険金受取人となる場合で、その者が2名以上であるときは、当会社は、法定相続分の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。
- (3) 第33条（死亡保険金受取人の変更）(8)の死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、均等の割合により死亡保険金を死亡保険金受取人に支払います。

第6条（後遺障害保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 別表2の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合には、当会社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ③ ①および②以外の場合で、別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
 - ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\frac{\text{別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{}} - \frac{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{}} = \text{適用する割合}$$

第7条（入院保険金および手術保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

(注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。

- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。

(注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

- (3) 被保険者が入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては入院保険金を支払いません。
- (4) 当会社は、被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、第2条（保険金を支払う場合）の傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合は、次の算式によって算出した額を、手術保険金として被保険者に支払います。ただし、1事故に基づく傷害について、1回の手術に限ります（注1）。
- ① 入院中（注2）に受けた手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 10 = \text{手術保険金の額}$$

- ② ①以外の手術の場合

$$\text{入院保険金日額} \times 5 = \text{手術保険金の額}$$

（注1）1事故に基づく傷害に対して①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。

（注2）第2条の傷害を被り、その直接の結果として入院している間をいいます。

第8条（通院保険金の支払）

- (1) 当会社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

（注）90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。

- (2) 被保険者が通院しない場合においても、骨折、脱臼、靭帯損傷等の傷害を被った別表3に掲げる部位を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等（注）を常時装着したときは、その日数について、(1)の通院をしたものとみなします。
- （注）ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。
- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (4) 被保険者が通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第9条（当会社の責任限度額）

当会社がこの保険契約に基づき支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額をもって限度とします。

第10条（死亡の推定）

被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお被保険者が発見されないときは、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日に、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害によって死亡したものと推定します。

第11条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第3章 基本条項

第12条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午後4時（注）に始まり、末日の午後4時に終わります。

（注）保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 保険期間が始まった後でも、当会社は、保険料領収前を生じた事故による傷害に対しては、保険金を支払いません。

第13条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。

- ん。
- (2) 当社は、保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
 - (3) (2)の規定は、次のいずれかに該当する場合には適用しません。
 - ① (2)に規定する事実がなくなった場合
 - ② 当社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
 - ③ 保険契約者または被保険者が、第2条(保険金を支払う場合)の事故によって傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を当社に申し出て、当社がこれを承認した場合。なお、当社が、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当社に告げられていたとしても、当社が保険契約を締結していたと認めるときに限り、これを承認するものとします。
 - ④ 当社が、(2)の規定による解除の原因があることを知った時から1か月を経過した場合または保険契約締結時から5年を経過した場合
(注) 当社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。
 - (4) (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
 - (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかず発生した傷害については適用しません。

第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)

- (1) 保険契約締結の後、被保険者が保険証券記載の職業または職務を変更した場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (2) 職業に就いていない被保険者が新たに職業に就いた場合または保険証券記載の職業に就いていた被保険者がその職業をやめた場合も(1)と同様とします。
- (3) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)または(2)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率(注1)が変更前料率(注2)よりも高いときは、当社は、職業または職務の変更の事実(注3)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注1)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(注1) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (4) (3)の規定は、当社が、(3)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または職業または職務の変更の事実(注)があった時から5年を経過した場合には適用しません。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (5) (3)の規定は、職業または職務の変更の事実(注)に基づかず発生した傷害については適用しません。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
- (6) (3)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注1)が生じ、この保険契約の引受範囲(注2)を超えることとなった場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注1) (1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたものをいいます。
- (7) (6)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、職業または職務の変更の事実(注)が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
(注) (1)または(2)の変更の事実をいいます。

第15条(保険契約者の住所変更)

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当社に通知しなければなりません。

第16条(保険契約の無効)

次に掲げる事実のいずれかがあった場合には、保険契約は無効とします。

- ① 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合
- ② 保険契約者以外の者を被保険者とする保険契約について死亡保険金受取人を定める場合(注)に、その被保険者の同意を得なかったとき。

(注) 被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。

第17条 (保険契約の失効)

保険契約締結の後、被保険者が死亡した場合には、保険契約は効力を失います。

第18条 (保険契約の取消し)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合には、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

第19条 (保険契約者による保険契約の解除)

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第20条 (重大事由による解除)

(1) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、当社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者または保険金を受け取るべき者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ 他の保険契約等との重複によって、被保険者に係る保険金額、入院保険金日額、通院保険金日額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、①から④までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2) 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。

① 被保険者が、(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当すること。

② 被保険者に生じた傷害に対して支払う保険金を受け取るべき者が、(1)③アからオまでのいずれかに該当すること。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害(注1)の発生した後になされた場合であっても、第22条(保険契約解除の効力)の規定にかかわらず、(1)①から⑤までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した傷害(注1)に対しては、当社は、保険金(注2)を支払いません。この場合において、既に保険金(注2)を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(注1) (2)の規定による解除がなされた場合には、その被保険者に生じた傷害をいいます。

(注2) (2)②の規定による解除がなされた場合には、保険金を受け取るべき者のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する者の受け取るべき金額に限ります。

第21条 (被保険者による保険契約の解除請求)

(1) 被保険者が保険契約者以外の方である場合において、次のいずれかに該当するときは、その被保険者は、保険契約者に対しこの保険契約(注)を解除することを求めることができます。

① この保険契約(注)の被保険者となることについての同意をしていなかった場合

② 保険契約者または保険金を受け取るべき者に、前条(1)①または②に該当する行為のいずれかがあった場合

③ 保険契約者または保険金を受け取るべき者が、前条(1)③アからオまでのいずれかに該当する場合

④ 前条(1)④に規定する事由が生じた場合

⑤ ②から④までのほか、保険契約者または保険金を受け取るべき者が、②から④までの場合と同程度に被保険者のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約(注)の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合

⑥ 保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事由により、この保険契約(注)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (2) 保険契約者は、(1)①から⑥までの事由がある場合において被保険者から(1)に規定する解除請求があったときは、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除しなければなりません。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (3) (1)①の事由のある場合は、その被保険者は、当会社に対する通知をもって、この保険契約(注)を解除することができます。ただし、健康保険証等、被保険者であることを証する書類の提出があった場合に限ります。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。
- (4) (3)の規定によりこの保険契約(注)が解除された場合は、当会社は、遅滞なく、保険契約者に対し、その旨を書面により通知するものとします。
(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第22条(保険契約解除の効力)

保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

第23条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。
- (2) 職業または職務の変更の事実(注1)がある場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき、職業または職務の変更の事実(注1)が生じた時以降の期間(注2)に対し計算した保険料を返還または請求します。
(注1) 第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、第14条(1)または(2)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合(注)は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
(注) 当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、職業または職務の変更の事実(注1)があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率(注2)の変更後料率(注3)に対する割合により、保険金を削減して支払います。
(注1) 第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(1)または(2)の変更の事実をいいます。
(注2) 変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
(注3) 変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第24条(保険料の返還—無効または失効の場合)

- (1) 保険契約が無効の場合には、当会社は、保険料の全額を返還します。ただし、第16条(保険契約の無効)①の規定により保険契約が無効となる場合には、保険料を返還しません。
- (2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、第5条(死亡保険金の支払)(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合には、保険料を返還しません。

第25条(保険料の返還—取消の場合)

第18条(保険契約の取消)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第26条(保険料の返還—解除の場合)

- (1) 第13条(告知義務)(2)、第20条(重大事由による解除)(1)または第23条(保険料の返還または請求・告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合)(3)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。
- (2) 第14条(職業または職務の変更に関する通知義務)(6)の規定により、当会社が保険契約を解除した場合には、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (3) 第19条(保険契約者による保険契約の解除)の規定により、保険契約者が保険契約を解除した場合または第21条(被保険者による保険契約の解除請求)(2)もしくは(3)の規定により、保険契約者もしくは被保険者が保険契約(注)を解除した場合には、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

- (4) 第20条(重大事由による解除)(2)の規定により、当社がこの保険契約(注)を解除した場合には、当社は、保険料から既経過期間に対し別表4に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

(注) その被保険者に係る部分に限ります。

第27条(事故の通知)

- (1) 被保険者が第2条(保険金を支払う場合)の傷害を被った場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生の状況および傷害の程度を当社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 被保険者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または保険金を受け取るべき者は、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社によって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第28条(保険金の請求)

- (1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
 - ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 入院保険金については、被保険者が被った第2条(保険金を支払う場合)の傷害の治療を目的とした入院が終了した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ④ 手術保険金については、被保険者が第2条の傷害の治療を直接の目的とした手術を受けた時
 - ⑤ 通院保険金については、被保険者が被った第2条の傷害の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、別表5に掲げる書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいなく、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当社に申し出て、当社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者(注1)
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族(注2)のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者(注1)または②以外の親族(注2)のうち3親等内の者
(注1) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
(注2) 第1条(用語の定義)の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 当社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第29条(保険金の支払時期)

- (1) 当社は、請求完了日(注)からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害発生の有無および被保険者に該当する事実
 - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
 - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害との関係、治療の経過および内容
 - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該

当する事実の有無

(注) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。

- (2) (1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次に掲げる日数(注2)を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。
- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 60日
 - ⑤ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- (注1) 被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続を完了した日をいいます。
(注2) 複数が該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
(注3) 弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。
- (3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注)には、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。
(注) 必要な協力を行わなかった場合を含みます。
- (4) (1)または(2)の規定による保険金の支払は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

第30条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

- (1) 当社は、第27条(事故の通知)の規定による通知または第28条(保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検案書の提出をすることができます。
- (2) (1)の規定による診断または死体の検案(注1)のために要した費用(注2)は、当社が負担します。
(注1) 死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。
(注2) 収入の喪失を含みません。

第31条(時効)

保険金請求権は、第28条(保険金の請求)(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第32条(代位)

当社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当社に移転しません。

第33条(死亡保険金受取人の変更)

- (1) 保険契約締結の際、保険契約者が死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人とします。
- (2) 保険契約締結の後、被保険者が死亡するまでは、保険契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。
- (3) (2)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、保険契約者は、その旨を当社に通知しなければなりません。
- (4) (3)の規定による通知が当社に到達した場合には、死亡保険金受取人の変更は、保険契約者がその通知を発した時にその効力を生じたものとします。ただし、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (5) 保険契約者は、(2)の死亡保険金受取人の変更を、法律上有効な遺言によって行うことができます。
- (6) (5)の規定による死亡保険金受取人の変更を行う場合には、遺言が効力を生じた後、保険契約者の法定相続人がその旨を当社に通知しなければ、その変更を当社に対抗することができません。なお、その通知が当社に到達する前に当社が変更前の死亡保険金受取人に保険金を支払った場合は、その後に保険金の請求を受けても、当社は、保険金を支払いません。
- (7) (2)および(5)の規定により、死亡保険金受取人を被保険者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被保険者の同意がなければその効力は生じません。
- (8) 死亡保険金受取人が被保険者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡保険金受取人の死亡時の法定相続人(注)を死亡保険金受取人とします。
(注) 法定相続人のうち死亡している者がある場合は、その者については、順次の法定相続人とします。
- (9) 保険契約者は、死亡保険金以外の保険金について、その受取人を被保険者以外の者に定め、または変更することはできません。

第34条(保険契約者の変更)

- (1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利お

よび義務を第三者に移転させることができます。

- (2) (1)の規定による移転を行う場合には、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。
- (3) 保険契約締結の後、保険契約者が死亡した場合は、その死亡した保険契約者の死亡時の法定相続人にこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務が移転するものとします。

第35条（保険契約者または死亡保険金受取人が複数の場合の取扱い）

- (1) この保険契約について、保険契約者または死亡保険金受取人が2名以上である場合は、当会社は、代表者1名を定めることを求めることができます。この場合において、代表者は他の保険契約者または死亡保険金受取人を代理するものとします。
- (2) (1)の代表者が定まらない場合またはその所在が明らかでない場合には、保険契約者または死亡保険金受取人の中の1名に対して行う当会社の行為は、他の保険契約者または死亡保険金受取人に対しても効力を有するものとします。
- (3) 保険契約者が2名以上である場合には、各保険契約者は連帯してこの保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する義務を負うものとします。

第36条（契約内容の登録）

- (1) 当会社は、この保険契約締結の際、次の事項を一般社団法人日本損害保険協会（注）に登録します。

- ① 保険契約者の氏名、住所および生年月日
- ② 被保険者の氏名、住所、生年月日、性別および同意の有無
- ③ 死亡保険金受取人の氏名
- ④ 保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額
- ⑤ 保険期間
- ⑥ 当会社名

（注）以下「協会」といいます。

- (2) 各損害保険会社は、(1)の規定により登録された被保険者について、他の保険契約等の内容を調査するため、(1)の規定により登録された契約内容を協会に照会し、その結果を保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考とすることができるとします。
- (3) 各損害保険会社は、(2)の規定により照会した結果を、(2)に規定する保険契約の解除または保険金の支払について判断する際の参考とすること以外に用いないものとします。
- (4) 協会および各損害保険会社は、(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果を、(1)の規定により登録された被保険者に係る保険契約の締結に関する権限をその損害保険会社が与えた損害保険代理店および犯罪捜査等に当たる公的機関からその損害保険会社が公開要請を受けた場合のその公的機関以外に公開しないものとします。
- (5) 保険契約者または被保険者は、その本人に係る(1)の登録内容または(2)の規定による照会結果について、当会社または協会に照会することができます。

第37条（被保険者が複数の場合の約款の適用）

被保険者が2名以上である場合は、それぞれの被保険者ごとにこの約款の規定を適用します。

第38条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

第39条（準拠法）

この約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

別表1 第4条（保険金を支払わない場合—その2）①の運動等

- 山岳登山（注1）、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、航空機（注2）操縦（注3）、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（注4）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動（注1）ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）をいい、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングを除きます。
- （注2）グライダーおよび飛行船を除きます。
- （注3）職務として操縦する場合を除きます。
- （注4）モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーン等をいいます。）を除きます。

別表2 後遺障害等級表

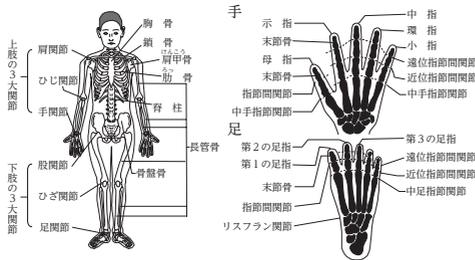
等級	後遺障害	保険金支払割合
第1級	(1) 両眼が失明したもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6) 両上肢の用を全廃したものの (7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8) 両下肢の用を全廃したものの	100%
第2級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は万国式視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5) 両上肢を手関節以上で失ったもの (6) 両下肢を足関節以上で失ったもの	89%
第3級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能を廃したものの (3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5) 両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%
第4級	(1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2) 咀嚼くおよび言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力を全く失ったもの (4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6) 両手の手指の全部の用を廃したものと(手指の用を廃したものととは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%
第5級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用を全廃したものの (7) 1下肢の用を全廃したものの (8) 両足の足指の全部を失ったもの(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%
第6級	(1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すもの (3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したものの (8) 1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%
第7級	(1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7) 1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8) 1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9) 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10) 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11) 両足の足指の全部の用を廃したものと(足指の用を廃したものととは、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあっては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12) 外貌に著しい醜状を残すもの (13) 両側の睾丸を失ったもの	42%

第8級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2) 脊柱に運動障害を残すもの (3) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4) 1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5) 1下肢を5cm以上短縮したもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8) 1上肢に偽関節を残すもの (9) 1下肢に偽関節を残すもの (10) 1足の足指の全部を失ったもの 	34%
第9級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6) 咀嚼くおよび言語の機能に障害を残すもの (7) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの (10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12) 1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13) 1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14) 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15) 1足の足指の全部の用を廃したものの (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの (17) 生殖器に著しい障害を残すもの 	26%
第10級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したものの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 	20%
第11級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの 	15%
第12級	<ul style="list-style-type: none"> (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの (9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 外貌に醜状を残すもの 	10%

第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残したまたはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したのまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したものの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したものの (9) 局部に神経症状を残すもの	4%

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表3 骨折、脱臼、^{じん}靭帯損傷等の傷害を被った部位

1. 長管骨または脊柱
 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等(注)を装着した場合に限ります。
 3. 肋骨・胸骨。ただし、体幹部にギプス等(注)を装着した場合に限ります。
(注) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含まれません。
- 注 1. から3. までの規定中「長管骨」、「脊柱」、「上肢または下肢の3大関節部分」および「肋骨・胸骨」については、別表2・注2の図に示すところによります。

別表4 短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものとします。

既経過期間	割合
1か月まで	12分の1
2か月まで	12分の2
3か月まで	12分の3
4か月まで	12分の4
5か月まで	12分の5
6か月まで	12分の6
7か月まで	12分の7
8か月まで	12分の8
9か月まで	12分の9
10か月まで	12分の10
11か月まで	12分の11
1年まで	12分の12

別表5 保険金請求書類

提出書類	保険金種類	死 亡	後遺障害	入 院	手 術	通 院
1. 保険金請求書		○	○	○	○	○
2. 保険証券		○	○	○	○	○
3. 当会社の定める傷害状況報告書		○	○	○	○	○
4. 公の機関（やむを得ない場合には、第三者）の事故証明書		○	○	○	○	○
5. 死亡診断書または死体検案書		○				
6. 後遺障害もしくは傷害の程度または手術の内容を証明する被保険者以外の医師の診断書			○	○	○	○
7. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類				○		○
8. 死亡保険金受取人（死亡保険金受取人を定めなかった場合は、被保険者の法定相続人）の印鑑証明書		○				
9. 被保険者の印鑑証明書			○	○	○	○
10. 被保険者の戸籍謄本		○				
11. 法定相続人の戸籍謄本（死亡保険金受取人を定めなかった場合）		○				
12. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（保険金の請求を第三者に委任する場合）		○	○	○	○	○
13. その他当社が第28条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの		○	○	○	○	○

注 保険金を請求する場合には、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

2. 特約

(1) 死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金みの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金のみを支払うものとします。

(2) 死亡保険金および後遺障害保険金みの支払特約

当社は、この特約により、普通保険約款に規定する保険金については、死亡保険金および後遺障害保険金のみを支払うものとします。

(3) 往復途上傷害危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、に規定する傷害のほか、被保険者が所定の集合・解散場所（注）と被保険者の住居との通常の経路往復中に被った傷害に対しても、保険金を支払います。

（注）保険契約者の備える資料により確定しているものに限ります。

第2条（被保険者）

この特約における被保険者は、目的をもって住居を出発する前に、保険証券または保険契約者の備える被保険者名簿においてその氏名が記載されている者に限ります。

(4) 天災危険補償特約

第1条（保険金を支払う場合）

当社は、この特約により、普通保険約款第3条（保険金を支払わない場合—その1）(1)⑩および⑪の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害に対しても、保険金を支払います。

- ① 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ② ①の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故

第2条（普通保険約款および付帯される他の特約の読み替え）

この特約については、普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(2)の規定を次のとおり読み替えます。

〔(2)1)の確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて次に掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金をお支払します。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者または保険金を受け取るべき者に対して通知するものとします。〕

- ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会（注3）
180日
 - ② (1)①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
 - ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
 - ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査
60日
 - ⑤ 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき設置された中央防災会議の専門調査会によって被害想定が報告された首都圏直下地震、東海地震、東南海・南海地震またはこれらと同規模以上の損害が発生するものと見込まれる地震等による災害の被災地域における(1)①から④までの事項の確認のための調査 1年
 - ⑥ (1)①から④までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- （注1）被保険者または保険金を受け取るべき者が前条(2)および(3)の規定による手続きを完了した日をいいます。
（注2）複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。
（注3）弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(5) 特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
特定感染症	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（注）第6条第2項から第4項に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。 （注）以下「法」といいます。
保険金	後遺障害保険金、入院保険金または通院保険金をいいます。
保険年度	初年度については、保険期間の初日から1年間、次年度以降については、それぞれの保険期間の初日応答日から1年間をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

- (1) 当社は、被保険者が保険期間中に特定感染症を発病したときは、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。
- (2) (1)の疾病の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は、医師（注）の診断によります。以下同様とします。
- （注）被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。

第3条（保険金を支払わない場合—その1）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する事由によって発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- ① 保険契約者（注1）または被保険者の故意または重大な過失
 - ② ①に規定する者以外の保険金を受け取るべき者（注2）の故意または重大な過失
 - ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ④ 被保険者に対する刑の執行
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注3）
 - ⑥ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑦ 核燃料物質（注4）もしくは核燃料物質（注4）によって汚染された物（注5）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑧ ⑤から⑦の事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑨ ⑦以外の放射線照射または放射能汚染
- （注1）保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注2）保険金を受け取るべき者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注3）群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注4）使用済燃料を含みます。
- （注5）原子核分裂生成物を含みます。
- (2) 当社は、普通保険約款の規定に従い保険金を支払うべき傷害に起因する特定感染症に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金を支払わない場合—その2）

- (1) 当社は、保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金を支払いません。
- (2) (1)の規定は、この保険契約が継続契約である場合には、適用しません。

第5条（後遺障害保険金の支払）

(1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合は、次の算式によって算出した額を後遺障害保険金として被保険者に支払います。

$$\text{保険金額} \times \frac{\text{普通保険約款別表2に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害に対する保険金支払割合}} = \text{後遺障害保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被保険者が発病の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当社は、発病の日からその日を含めて181日目における被保険者以外の医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおりに算出した額を後遺障害保険金として支払います。
- (3) 普通保険約款別表2に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一の特定感染症の発病により2種以上の後遺障害が生じた場合には、当社は、保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。
- ① 普通保険約款別表2の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級に対する保険金支払割合
 - ② ①以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級に対する保険金支払割合

- ③ ①および②以外の場合で、普通保険約款別表2の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病したことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、保険金額に、次の割合を乗じた額を後遺障害保険金として支払います。

$$\text{普通保険約款別表2に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} - \text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合} = \text{適用する割合}$$

第6条（入院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、入院した場合は、その期間に対し、次の算式によって算出した額を入院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{入院保険金日額} \times \text{入院した日数（注）} = \text{入院保険金の額}$$

- (注) 180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金を支払いません。
- (2) (1)の期間には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置（注）であるときには、その処置日数を含みます。
- (注) 医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。
- (3) 当社は、被保険者に就業制限（注）が課された場合は、(1) ①に該当したものとみなします。
- (注) 法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。
- (4) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中、さらに入院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては入院保険金を支払いません。

第7条（通院保険金の支払）

- (1) 当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病し、その直接の結果として、通院した場合は、その日数に対し、次の算式によって算出した額を通院保険金として被保険者に支払います。

$$\text{通院保険金日額} \times \text{通院した日数（注）} = \text{通院保険金の額}$$

- (注) 90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、発病の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (2) 当社は、(1)の規定にかかわらず、前条または普通保険約款の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約または普通保険約款の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中、さらに通院保険金の支払を受けられる特定感染症を発病した場合においても、当社は、重複しては通院保険金を支払いません。

第8条（普通保険約款の支払保険金に関する特約）

- (1) 被保険者がこの特約の規定による入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、普通保険約款に規定する入院保険金を支払いません。
- (2) この特約第6条（入院保険金の支払）の入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。
- (3) 被保険者がこの特約の規定による通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合においても、当社は、普通保険約款に規定する通院保険金を支払いません。

第9条（発病の通知）

- (1) 被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した場合は、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、その特定感染症を発病した日からその日を含めて30日以内にその特定感染症の発病の状況および経過を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたは被保険者の診断書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(1)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当会社

が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第10条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
- ① 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ② 入院保険金については、被保険者が発病した第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症の治療を目的とした入院が終了した時または特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
 - ③ 通院保険金については、被保険者が発病した第2条の特定感染症の治療を目的とした通院が終了した時、通院保険金の支払われる日数が90日に達した時または特定感染症を発病した日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、保険金請求書、保険証券および次に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- ① 保険期間中に特定感染症を発病したこと、その特定感染症による後遺障害の程度を証明する医師の診断書
 - ② 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書類
 - ③ 被保険者に就業制限（注1）が課されたことおよび就業制限日数を記載した医師または公的機関の証明書
 - ④ 被保険者の印鑑証明書
 - ⑤ 保険金の請求の委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（注2）
 - ⑥ その他当会社が普通保険約款第29条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたもの
（注1）法第18条第2項の規定による就業制限をいいます。
（注2）保険金の請求を第三者に委任する場合とします。
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げるもののいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注1）
 - ② ①に規定する者がいない場合または①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする親族（注2）のうち3親等内の者
 - ③ ①および②に規定する者がいない場合または①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者（注1）または②以外の親族（注2）のうち3親等内の者
（注1）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
（注2）普通保険約款第1条（用語の定義）の規定にかかわらず、法律上の親族に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容または特定感染症の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合、または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第11条（当会社の指定する医師が作成した診断書の要求）

- (1) 当会社は、第9条（発病の通知）の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、特定感染症の程度の認定その他保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書の提出を求めることができます。
- (2) (1)の規定による診断のために要した費用（注）は、当会社が負担します。
（注）収入の喪失を含みません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定は適用しません。

①	第3条（保険金を支払わない場合—その1）
②	第4条（保険金を支払わない場合—その2）
③	第5条（死亡保険金の支払）
④	第6条（後遺障害保険金の支払）
⑤	第7条（入院保険金および手術保険金の支払）
⑥	第8条（通院保険金の支払）

⑦	第10条（死亡の推定）
⑧	第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）
⑨	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)
⑩	第27条（事故の通知）
⑪	第28条（保険金の請求）
⑫	第30条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

第13条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第11条（他の身体の障害または疾病の影響）(1)	被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った	特定感染症の発病の
		同条の傷害を被った	特定感染症の発病の
		事故	特定感染症
		同条の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
②	第11条(2)	第2条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合	特定感染症が重大となった場合
③	第12条（保険責任の始期および終期）(3)および第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(7)	生じた事故による傷害	発病した特定感染症
④	第13条（告知義務）(4)③	第2条（保険金を支払う場合）の事故によって傷害を被る前に	特定感染症の発病の前に
⑤	第13条(4)	傷害の発生した	特定感染症の発病
⑥	第13条(5)	発生した傷害	発病した特定感染症
⑦	第20条（重大事由による解除）(1)①	傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと	特定感染症を発病させ、または発病させようとしたこと
⑧	第20条(2)②	生じた傷害	発病した特定感染症
⑨	第20条(3)	傷害（注1）の発生した	特定感染症の発病
		発生した傷害	発病した特定感染症
		生じた傷害	発病した特定感染症
⑩	第29条（保険金の支払時期）(1)①	事故の原因、事故発生状況、傷害発生の有無	特定感染症の原因、特定感染症の状況、特定感染症発病の有無
⑪	第29条(1)③	傷害の程度、事故と傷害の関係	特定感染症の程度、発病と特定感染症の関係
⑫	第29条(2)（注1）	前条(2)および(3)の規定による手続き	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第10条（保険金の請求）(2)および(3)の規定による手続
⑬	第31条（時効）	第28条（保険金の請求）(1)に定める時	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第10条（保険金の請求）(1)に定める時
⑭	第32条（代位）	傷害	発病した特定感染症

第14条（後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合の取扱い）

この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯された場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

	読み替え前	読み替え後
①	傷害保険普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第5条（後遺障害保険金の支払）
②	普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第2条（保険金を支払う場合）の特定感染症を発病した

第15条（積立型基本特約等が付帯された場合の取扱い）

(1) この特約が付帯された保険契約に積立型基本特約が付帯された場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（保険料の払込方法）(4)	事故が生じた日	事故が生じた日または特定感染症が発病した日
②	第11条（保険金支払後の保険契約）(1)	同第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払額	同第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金および同一保険年度内に発病した特定感染症に対する特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第2条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払額
		傷害を被った時	傷害を被った時または特定感染症を発病した時

(2) この特約が付帯された保険契約に積立型追加特約が付帯された場合には、同特約を次のとおり読み替えて適用します。

	箇 所	読み替え前	読み替え後
①	第3条（保険料の払込方法）(4)	普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払額	普通保険約款第6条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金および同一保険年度内に発病した特定感染症に対する特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約第4条（後遺障害保険金の支払）の後遺障害保険金の支払額
		事故が生じた日	事故が生じた日または特定感染症が発病した日

第16条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(6) スポーツ団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用 語	定 義
運 動 競 技	次に掲げる種目をいい、そのための練習中を含みます。 A. 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、パラセール搭乗、パラグライダー搭乗 B. レスリング、ボクシング、相撲、空手、拳法、アメリカンフットボール、スキー、ホッケー、アイスホッケー、馬術、ラグビー、サッカー、硬式野球、柔道、自動車操縦、水上スキー、ワンダーホーゲル、パイアスロン、カヌー、近代五種、合気道 C. 剣道、フェンシング、自転車乗用、スケート、卓球、庭球、水泳、軟式野球、ハンドボール、射撃、バスケットボール、バレーボール、ボート、ヨット、陸上競技、重量挙げ、バドミントン、ゴルフ、ソフトボール、弓道、アーチェリー、体操、なぎなた、ボディービル

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が日本国内において保険証券記載の団体の管理下で行う運動競技中に普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（運動競技種目間の関係）

当社は、第2条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、運動競技種目のBを行うこととして契約した被保険者が運動競技種目のAを行っている間または運動競技種目のCを行うこととして契約した被保険者が運動競技種目のAもしくはBを行っている間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（被保険者の増員）

- 保険期間の途中において被保険者が増員となる場合には、保険契約者は、書面により増員者の氏名、性別、年齢および運動競技種目を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。
- 増員者の保険期間は、当社が(1)の規定による承認をした日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。
- 当社は、増員者についてはその保険期間の月数（注）に対し、月割をもって計算した保険料を追加保険料として請求します。（注）保険期間に1か月未満の端日数があるときは、これを1か月とします。
- 保険契約者が(3)の規定による追加保険料の払込みを怠った場合（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

- (注) 当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (5) (3)の規定による追加保険料を請求する場合において、(4)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、(3)の追加保険料を受領するまでの間に生じた事故による増員者の傷害に対しては、保険金を支払いません。

第5条 (被保険者の減員)

- (1) 保険期間の中途において被保険者が減員となる場合には、保険契約者は、書面により減員者の氏名、性別、年齢および運動競技種目を当会社に通知して、承認を請求しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による承認をした場合は、減員者について既経過期間の月数(注)に対し、普通保険約款別表4に掲げる短期料率により計算した保険料を既収保険料から差し引いて、その残額を保険契約者に返還します。
- (注) 既経過期間に1か月未満の端日数があるときは、これを1か月とします。

第6条 (運動競技種目の変更)

保険期間の中途において、被保険者が運動競技の種目を変更する場合には第4条(被保険者の増員)または前条(1)および(2)本文の規定を準用します。

第7条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第28条(保険金の請求)(2)および(3)に規定する書類のほか、保険証券に記載された団体の責任者が発行する事故証明書を提出しなければなりません。

第8条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(7) P T A 団体傷害保険特約

第1条 (用語の定義)

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用 語	定 義
単 位 P T A	学校・保育所単位のP T Aをいいます。
P T A	父母と先生の会をいい、児童・生徒の健全な成長をはかることを目的とし、親と教師が協力して学校・保育所(注)および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、児童・生徒の校外における生活の指導、地域における教育環境の改善、充実ははかるため会員相互の学習、その他必要な活動を行う団体をいいます。 (注) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学を除く学校および児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する保育所をいいます。
P T A 行 事	日本国内においてP T Aが企画・立案し主催するまたは共催する行事でP T A総会、運営委員会など、P T A会則(注)に基づく手続を経て決定されたものをいいます。 (注) 名称を問いません。
P T A の 管 理 下	P T Aの指揮、監督および指導下をいいます。

第2条 (保険金を支払う場合)

- (1) 当社は、被保険者がP T A(注)の管理下においてP T A行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)の定めるところにより給付対象となりうるべき傷害に対しては保険金を支払いません。
- (注) 自己の所属する単位P T Aまたはその単位P T Aが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。
- (2) (1)のP T A(注)の管理下におけるP T A行事には、被保険者がP T A行事に参加するための所定の場所と自宅との通常の経路の往復中を含みます。
- (注) 自己の所属する単位P T Aまたはその単位P T Aが所属している組織または構成員となっている組織をいいます。

第3条 (保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額)

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条 (保険金の請求)

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第28条(保険金の請求)(2)および(3)に規定する書類のほか行事の主催者が発行するP T A行事参加中の事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第5条（保険料の返還）

普通保険約款第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および第26条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当社は、既に払い込まれた保険料は返還しません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(8) シルバー人材センター団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
センター等	シルバー人材センター連合の会員となっている保険証券記載のシルバー人材センター等の団体をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が次のいずれかに該当する間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

- ① センター等が被保険者に対して提供した仕事に従事中（注1）。ただし、次条(1)に規定する被保険者の住居で仕事に従事している間を除きます。
- ② センター等の提供する仕事に従事するため、センターの指定する場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
- ③ センター等が主催し、または指定する、仕事に関する知識、技能の付与を目的とした講習会およびセンター等の総会、理事会および各種運営会議（注2）に出席中ならびに講習会会場または総会、理事会、各種運営会議会場と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
- ④ センター等が主催する就業の一環であるボランティア活動に参加中ならびに活動場所と被保険者の住居との間の通常の経路の往復中
（注1）仕事に従事する場所から他の仕事に従事する場所への移動中を含みます。
（注2）班会議、班長会議、委員会等をいいます。

第3条（被保険者の範囲）

- (1) 被保険者は、センター等のすべての正会員とします。
- (2) (1)の正会員とは、センター等の目的に賛同しその事業を理解している次に該当する者であって、理事会の承認を得た者をいいます。
 - ① センター等の管轄地域内に居住し、原則として60才以上の者であること。
 - ② 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者であること。
- (3) この保険契約の締結後、センター等に入会した正会員は、その時から被保険者の資格を得ます。
- (4) 正会員が退会した場合または除名された場合は、その時から被保険者の資格を失います。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（被保険者名簿）

保険契約者は、常に被保険者である正会員の名簿を備え、当社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第6条（暫定保険料の払込み）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、その時における被保険者数に基づいて算出した暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第7条（被保険者数の通知および確定保険料の算出）

- (1) 保険契約者は、保険契約終了後、遅滞なく、保険期間中の各月一定日における被保険者数を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知に基づき確定保険料を算出し、確定保険料と既に領収した暫定保険料に過不足がある場合は、その差額を精算します。

第8条（保険料の返還）

普通保険約款第24条（保険料の返還－無効または失効の場合）(2)および第26条（保険料の返還－解除の場合）の規定にかかわらず、この保険契約が失効した場合または解除された場合でも、当社は、既に払い込まれた暫定保険料は返還しません。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

①	第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）
②	第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)

第10条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(9) 留守家庭児童団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
施設	保険証券記載の施設をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が施設の管理下にある間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

当社は、被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）②に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（施設の管理下）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の「施設の管理下」とは、次に掲げる間をいいます。

- ① 施設内にいる間
- ② 施設の行事（注1）に参加している間
- ③ 住居と施設（注2）とを、合理的な経路および方法により往復している間

(2) 被保険者の学校（注3）から施設（注2）へ赴く場合には、その間については、(1)③の「住居」とあるのを「学校」と読み替えて同号の規定を適用します。

（注1）遠足等の施設の職員が引率するものに限ります。

（注2）施設以外の場所で施設の行事（注1）が行われる場合のその場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

（注3）幼稚園を含みます。

第5条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第6条（契約の方式）

次条から第10条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載しない方式）までの規定の適用にあたっては、契約の方式により、それぞれ次のいずれかに掲げるとおりとします。

- ① この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載する方式による場合には、第8条（被保険者の範囲－被保険者名を記載しない方式）から第10条までの規定は適用せず、次条の規定によります。
- ② この保険契約が、保険証券に被保険者名を記載しない方式による場合には、次条の規定は適用せず、第8条から第10条までの規定によります。

第7条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載する方式）

(1) 保険期間の中途において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、書面をもってその旨を当社に通知して、承認を請求しなければなりません。

(2) 被保険者が増員となる場合において、増員者の保険期間は、当社が(1)の承認をした日から保険証券記載の保険期間の末日までとします。

- (3) (1)の規定による承認をする場合には、当社は、その定めるところに従い、保険料を請求または返還します。
- (4) (3)の規定により追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故により増員者が被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第8条（被保険者の範囲－被保険者名を記載しない方式）

- (1) この特約における被保険者は、保険証券記載の者とします。ただし、次条に規定する名簿に記載のない者は被保険者に含まれません。
- (2) この保険契約の成立後、保険証券記載の被保険者に該当した者は、その該当した時から被保険者となり、保険証券記載の被保険者に該当しなくなった者は、その該当しなくなった時から被保険者の資格を失います。

第9条（被保険者名簿－被保険者名を記載しない方式）

保険契約者は、常に被保険者の名簿を備え、当社がその閲覧を求めたときは、いつでもこれに応じなければなりません。

第10条（被保険者の増員または減員－被保険者名を記載しない方式）

- (1) 保険期間の途中において被保険者が増員または減員となる場合には、保険契約者は、遅滞なく、その員数を当社に通知して、承認を請求しなければなりません。
- (2) この特約において、「被保険者の増員」とは、第8条（被保険者の範囲－準記名式契約）(1)に規定する被保険者の数が保険証券記載の被保険者数を超えた場合をいい、「被保険者の減員」とは、同項に規定する被保険者の数が保険証券記載の被保険者数に満たなくなった場合をいいます。
- (3) (2)の被保険者の数の計算において、当社が保険金を支払ったまたは支払うべき傷害を被った被保険者については、保険期間中に被保険者でなくなった場合においても被保険者として数えるものとします。
- (4) 被保険者が増員となる場合において、保険契約者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかったときは、第5条（保険金額および入院保険金日額等）の規定にかかわらず、当社は、次の算式により算出した金額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\frac{\text{保険証券に記載された被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券に記載された被保険者数} + \text{増員数}} = \frac{\text{保険証券に記載された被保険者数}}{\text{それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}$$

- (5) (4)の規定は、当社が(4)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (6) (1)の規定による承認をする場合には、通知があった場合は、当社は、その通知に基づき、保険料を請求または返還します。
- (7) 当社は、保険契約者が(6)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (8) (6)の規定による追加保険料を請求する場合において、(7)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、増員の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、増員の通知はなかったものとして(4)の規定により保険金を支払います。

第11条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2)および(3)に規定する書類のほか、施設の代表者が発行する施設の管理下にある間に生じた事故であることを証明する事故証明書を出しなければなりません。

第12条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合－その2）の規定は適用しません。

第13条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(10) 行事参加者の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
行事に参加している間	被保険者が行事（注）に参加するため所定の集合地に集合した時から所定の解散地で解散するまでの間で、かつ、責任者の管理下にある間をいいます。ただし、いかなる場合においても宿泊のため宿泊施設に入ってから行事参加のため宿泊施設を出るまでの間は除きます。 （注）保険証券記載の行事をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が行事に参加している間に被った傷害に限り、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第5条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2)および(3)に規定する書類のほかに、行事の主催者が発行する行事に参加している間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(1) 施設入場者の傷害危険補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

用語	定義
施設	保険証券記載の施設をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が施設内において被った傷害にかぎり、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、施設ごとに、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第4条（保険責任の始期および終期）

当社の保険責任は、普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(1)の規定にかかわらず、保険証券記載の保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。

第5条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第28条（保険金の請求）(2)および(3)に規定する書類のほかに、施設の管理責任者が発行する施設内において生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(12) 学校契約団体傷害保険特約（管理下および管理下外補償）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学校	保険証券記載の学校をいいます。
学校施設	学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。
授業	正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）②に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、被保険者が学校の管理下でない間に、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）①に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (3) (2)の「学校の管理下」とは、次に掲げる間をいいます。
 - ① 学校の授業中
 - ② 在校（注1）中
 - ③ 教育活動行事（注2）への参加中（注1）学校の授業開始前、授業と授業の間または授業終了後において学校施設内にいることをいいます。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長が一般的に承認している場合に限ります。
（注2）教育委員会その他の機関または団体が行う行事をいいます。ただし、学校の教職員が引率するものに限ります。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払条件）

当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から起算して7日が満了する日以降においてなお被保険者の身体が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金または普通保険約款第8条（通院保険金の支払）(1)もしくは(2)に規定する通院保険金の支払を受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第6条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定は適用しません。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(3) 学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（フランチャイズなし）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
課外活動	学校の規則に則った所定の手続により学校の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動をいいます。
学校	保険証券記載の学校をいい、保育所、学習塾等を含みます。
学校行事	入学式、オリエンテーション、卒業式等教育活動の一環として学校の主催する各種行事をいいます。
学校施設	学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。
教育活動行事	教育委員会その他の機関または団体が行う行事をいいます。ただし、学校の教職員が引率するものに限ります。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が学校の管理下にある間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当社は、大学の課外活動中の被保険者が普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）に該当する間に生じた事故によって被った傷害に対しては、保険金を支払いません。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（学校の管理下）

(1) 第2条（保険金を支払う場合）の「学校の管理下」とは、学校の種別により、それぞれ次に掲げる間とします。

- ① 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校および幼稚園ならびに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく保育所等の場合
 - ア. 学校の授業（注1）中
 - イ. 在校中
 - ウ. 教育活動行事への参加中
 - エ. 登下校中
 - ② 学校教育法に基づく大学等（注2）の場合
 - ア. 学校の授業（注3）中。なお、次に掲げる間を含みます。
 - (7) 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究に従事している間。ただし、被保険者の自宅または被保険者の友人の自宅等専ら被保険者の私生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
 - (4) 指導教員の指示に基づき、授業（注3）の準備もしくは後始末を行っている間または授業（注3）を行う場所、学校の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間
 - (7) 大学設置基準第28条の規定に基づき、他の大学（注4）の正課を履修している間
 - イ. 在校中
 - ウ. 学校行事への参加中
 - エ. 学校に届け出た課外活動中。ただし、学校が禁じた時間もしくは場所にいる間または学校が禁じた行為を行っている間を除きます。
 - オ. 登下校中
 - ③ 学校教育法に基づく専修学校および各種学校の場合
 - ア. 学校の授業（注3）中。なお、次に掲げる間を含みます。
 - (7) 指導教員の指示に基づき、卒業研究に従事している間。ただし、被保険者の友人の自宅等専ら被保険者の私生活にかかる場所においてこれに従事している間を除きます。
 - (4) 指導教員の指示に基づき、授業（注3）の準備もしくは後始末を行っている間または学校の図書館・資料室において研究活動を行っている間
 - イ. 在校中
 - ウ. 学校行事への参加中
 - エ. 登下校中
 - ④ 学習塾、珠算塾および書道塾の場合
 - ア. 学校の授業（注5）中
 - イ. 在校中
 - ウ. 登下校中

(注1) 正規的教育活動のほか、特別教育活動を含みます。また、保育等を含みます。
(注2) 短期大学を含み、大学院を除きます。以下「大学」といいます。
(注3) 講義、実験・実習、演習または実技によるものをいいます。
(注4) 外国の大学を含みます。
(注5) 学校として参加する模擬試験または学校の行事としての遠足、合宿、父兄会等を含みます。

(2) (1)の「[在校中]」とは、学校の種別によりそれぞれ(1)の規定にいう授業（注）開始前、授業と授業の間または授業終了後において、学校が教育活動のために所有、使用または管理している学校施設内にいる間をいいます。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長、学長等が一般的に承認している場合に限ります。
(注) 以下この条において「授業」といいます。

(3) (1)の「[登下校中]」とは、授業等（注1）のため、住居と学校施設（注2）とを、合理的な経路および方法により往復している間をいいます。
(注1) 授業、教育活動行事、学校行事または課外活動をいいます。
(注2) 学校施設以外の場所で授業等が行われるときの当該場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

(4) 被保険者の勤務地から登校する場合または学校施設（注）から被保険者の勤務地へ赴く場合には、その登校または下校については、(3)の「[住居]」とあるのを「勤務地」と読み替えて同項の規定を適用します。
(注) 学校施設以外の場所で授業等が行われるときの当該場所または所定の集合・解散の場所を含みます。

(5) 被保険者が、(3)の往復の経路を逸脱した場合または往復を中断した場合においては、その逸脱または中断の間およびその後の往復の間は、(1)の「[登下校中]」としません。

(6) (5)の規定につき、その逸脱または中断が、日用品の購入その他これに準ずる日常生活上必要な行為をやむを得ない理由により行うための最小限度のものである場合は、その逸脱または中断の間を除き、適用しません。

第6条（保険金の請求）

被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を受けようとする場合は、普通保険約款第27条（保険金の請求）(2)および(3)に規定する書類のほか、校長、園長、学長等が発行する学校の管理下にある間に生じた事故であることを証明する事故証明書を提出しなければなりません。

第7条（普通保険約款の適用除外）

普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合—その2）の規定は適用しません。

第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯される他の特約の規定を準用します。

(14) 学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
学 校	保険証券記載の学校をいいます。
学 校 施 設	学校が教育活動のために所有、使用または管理している施設をいいます。ただし、園児・児童・生徒・学生が居住している寄宿舎、合宿所等を除きます。
授 業	正規の教育活動のほか、特別教育活動を含みます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、被保険者が学校の管理下でない間に、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被った場合は、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

第3条（学校の管理下）

前条の「学校の管理下」とは、次に掲げる間をいいます。

- ① 学校の授業中
- ② 在校（注1）中
- ③ 教育活動行事（注2）への参加中

（注1）学校の授業開始前、授業と授業の間または授業終了後における学校施設内にいることをいいます。ただし、学校施設内にいることについて、校長、園長が一般的に承認している場合に限りです。

（注2）教育委員会その他の機関または団体が行う行事をいいます。ただし、学校の教職員が引率するものに限りです。

第4条（保険金額および入院保険金日額等）

保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額は、すべての被保険者について同一とし、1被保険者につき保険証券記載の金額とします。

第5条（入院保険金、手術保険金および通院保険金の支払条件）

当社は、被保険者が第2条（保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日から起算して7日 が満了する日以降においてなお被保険者の身体が普通保険約款第7条（入院保険金および手術保険金の支払）(1)に規定する入院保険金または普通保険約款第8条（通院保険金の支払）(1)もしくは(2)に規定する通院保険金の支払を受けるべき状態にある場合に限り、入院保険金、手術保険金または通院保険金を支払います。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(15) 行政委嘱委員団体傷害保険特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確 定 保 険 料	第6条（通知）(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
暫 定 保 険 料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
被 保 険 者	国または地方公共団体から業務の委嘱を受けた行政委嘱委員をいいます。

第2条（保険金を支払う場合）

当社は、普通保険約款第2条（保険金を支払う場合）(1)の規定にかかわらず、被保険者が国または地方公共団体から委嘱を受けた業務に従事中（注）、急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この特約および普通保険約款の規定に従い保険金を支払います。

（注）業務遂行場所への往復途上を含みます。

第3条（保険金額）

行政委嘱委員1名あたりの保険金額は、保険証券記載のとおりとし、被保険者全員につき同一とします。なお、1被保険者が2以上の業務を委嘱された場合においても、1名あたりの保険金額を限度とします。

第4条（帳簿の備え付け）

保険契約者は、保険期間中に委嘱する業務ごとに被保険者名を記載した帳簿を備え付けることとし、当社が必要と認めた場合は、いつでも閲覧させなければなりません。

第5条（暫定保険料）

- 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払うものとします。
- 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定は、(1)の暫定保険料に適用します。

第6条（通知）

- 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、第4条（帳簿の備え付け）の帳簿に基づき保険期間中のすべての被保険者数・業務日数について、当社に通知しなければなりません。
- 当社は、(1)の規定による通知に脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を支払います。

$$\frac{\text{保険証券に記載された被保険者1名あたりの死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}}{\text{保険証券に記載された被保険者数}} \times \frac{\text{保険証券に記載された被保険者数}}{\text{保険証券に記載された被保険者数} + \text{増員数}} = \text{それぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額}$$

- (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減してお支払いすべき事由の原因を知った時から保険金を削減してお支払いする旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1箇月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。

第7条（確定保険料）

保険契約者は、保険期間終了後に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第8条（保険契約解除の場合の保険料精算）

この保険契約が解除された場合は、保険契約者は、解除された時までの保険期間に対する確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算するものとします。

第9条（普通保険約款の適用除外）

この特約については、普通保険約款の次の規定を適用しません。

①	第4条（保険金を支払わない場合—その2）
②	第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）
③	第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)および(5)

第10条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

	箇所	読み替え前	読み替え後
①	第2条（保険金を支払う場合）(2)	(1)	行政委嘱委員団体の傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）
②	普通保険約款	第2条（保険金を支払う場合）	行政委嘱委員団体の傷害保険特約第2条（保険金を支払う場合）

第11条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(6) 包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。
払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料額収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{保険証券に記載された被保険者1名あ} \\ \text{たりの死亡・後遺障害保険金額、入院} \\ \text{保険金日額および通院保険金日額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{実際に行われた通知に基づ} \\ \text{く} \\ \text{確定保険料の合計額（注1）} \\ \text{遅滞または脱漏がなかったものとして} \\ \text{算出した確定保険料の合計額（注2）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{それぞれの被保険者の死亡・後} \\ \text{遺障害保険金額、入院保険金日} \\ \text{額および通院保険金日額} \end{array}} =$$

（注1）遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料をいいます。

（注2）遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額をいいます。

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者はこれに対応する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、確定保険料を払込期日までに払い込まなければなりません。
- (2) 保険契約者が(1)の確定保険料の払込期日後1か月を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定によりこの保険契約を解除できる場合は、当社は、その確定保険料を算出するための通知の対象となる被保険者の被った傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 第2条（暫定保険料）の暫定保険料は、最終の払込期日に払い込まれるべき確定保険料との間で、その差額を精算します。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(17) 包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料額取前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- (1) 保険契約者は、保険証券記載の通知日までに、1か月間の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- (2) 当社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{保険証券に記載された被保険者1名あ} \\ \text{たりの死亡・後遺障害保険金額、入院} \\ \text{保険金日額および通院保険金日額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{実際に行われた通知に基づ} \\ \text{く} \\ \text{確定保険料の合計額（注1）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{遅滞または脱漏がなかったものとして} \\ \text{算出した確定保険料の合計額（注2）} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{それぞれの被保険者の死亡・後} \\ \text{遺障害保険金額、入院保険金日} \\ \text{額および通院保険金日額} \end{array}$$

（注1）遅滞または脱漏の生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料をいいます。

（注2）遅滞または脱漏の生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額をいいます。

- (3) (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (4) (1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第5条（確定保険料）

- (1) 保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。
- (2) 保険期間の途中で毎月の確定保険料の合計額が暫定保険料を超えた場合は、保険契約者は、当社の請求に従い追加暫定保険料を払い込まなければなりません。
- (3) 保険契約者が(2)の追加暫定保険料の払込みを怠った場合（注）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加暫定保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限り
ます。
- (4) (2)の規定による追加暫定保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(18) 包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
確定保険料	第4条（通知）(1)の規定による通知に基づき当社が算出した保険料をいいます。
暫定保険料	保険証券記載の暫定保険料をいいます。

第2条（暫定保険料）

- 保険契約者は、保険契約締結と同時に暫定保険料を当社に支払わなければなりません。
- 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の暫定保険料に適用するものとします。

第3条（帳簿の備付け）

保険契約者は、被保険者の氏名、被保険者数その他の当社の定める事項を記載した帳簿を備え、当社がその閲覧または写しの提示を求めた場合は、いつでもこれに応じなければなりません。

第4条（通知）

- 保険契約者は、保険期間終了後、遅滞なく、保険期間中の被保険者数その他の当社の定める事項を、当社に通知しなければなりません。
- 当社は、(1)の規定による通知に遅滞または脱漏があった場合において、保険契約者に故意または重大な過失があったときは、その遅滞または脱漏した被保険者にかかわる傷害に対しては、次の算式により算出した額をもってそれぞれの被保険者の死亡・後遺障害保険金額、入院保険金日額および通院保険金日額とみなし、保険金を削減して支払います。

$$\begin{array}{l} \text{保険証券に記載された被保険者1名あ} \\ \text{たりの死亡・後遺障害保険金額、入院} \\ \text{保険金日額および通院保険金日額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{実際に行われた通知に基づく} \\ \text{確定保険料の合計額（注1）} \\ \text{遅滞または脱漏がなかったものとして} \\ \text{算出した確定保険料の合計額（注2）} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{遅滞または脱漏がなかったものとして} \\ \text{算出した確定保険料の合計額（注2）} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{それぞれの被保険者の死亡・後} \\ \text{遺障害保険金額、入院保険金日} \\ \text{額および通院保険金日額} \end{array}$$

- (注1) 遅滞または脱漏が生じた通知日以前に実際に行われた通知に基づいて、当社が算出した確定保険料をいいます。
 (注2) 遅滞または脱漏が生じた通知日以前に遅滞および脱漏がなかったものとして、当社が算出した確定保険料の合計額をいいます。

- (2)の規定は、当社が(2)の規定による保険金を削減して支払うべき事由の原因を知った時から保険金を削減して支払う旨の被保険者もしくは保険金を受け取るべき者に対する通知をしないで、1か月を経過した場合または増員の事実があった時から5年を経過した場合には適用しません。
- (1)の規定による通知に脱漏があった場合は、保険期間終了後であっても、保険契約者は、これに対する保険料を支払わなければなりません。ただし、(2)の規定に基づいて保険金が支払われている場合は、この規定は適用しません。

第5条（確定保険料）

保険契約者は、保険期間終了時に確定保険料と暫定保険料との間で、その差額を精算しなければなりません。

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(19) 保険料確定特約（包括契約に関する特約用）

第1条（包括契約に関する特約の読み替え）

当社は、この特約により、包括契約に関する特約第2条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔第2条（保険料）

- 保険契約者は、保険契約締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数（注1）、その他の当社の定める事項に基づき当社が算出した、保険料（注2）を当社に支払わなければなりません。
- 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注2）領収前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注2）に適用するものとします。
 (注1) 初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。
 (注2) 保険証券記載の保険料をいいます。〕

第2条（包括契約に関する特約の適用除外）

当社は、この特約により、包括契約に関する特約第4条（通知）および第5条（確定保険料）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(20) 保険料確定特約（シルバー人材センター団体傷害保険特約用）

第1条（シルバー人材センター団体傷害保険特約の読み替え）

当社は、この特約により、シルバー人材センター団体傷害保険特約第6条（暫定保険料の払込み）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔第6条（保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数（注1）、その他の当会社の定める事項に基づき当社が算出した、保険料（注2）を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注2）領取前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注2）に適用するものとします。
（注1）初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。
（注2）保険証券記載の保険料をいいます。〕

第2条（シルバー人材センター団体傷害保険特約の適用除外）

当社は、この特約により、シルバー人材センター団体傷害保険特約第7条（被保険者数の通知および確定保険料の算出）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(21) 保険料確定特約（行政委嘱委員団体傷害保険特約用）

第1条（行政委嘱委員団体傷害保険特約の読み替え）

当社は、この特約により、行政委嘱委員団体傷害保険特約第5条（暫定保険料）の規定を次のとおり読み替えて適用します。

〔第5条（保険料）

- (1) 保険契約者は、保険契約締結と同時に、保険契約締結時に把握可能な最近の会計年度または過去1年間の被保険者数（注1）、その他の当会社の定める事項に基づき当社が算出した、保険料（注2）を当社に支払わなければなりません。
- (2) 普通保険約款第12条（保険責任の始期および終期）(3)の規定および普通保険約款に付帯される他の特約に定める保険料（注2）領取前に生じた事故の取扱いの規定は、(1)の保険料（注2）に適用するものとします。
（注1）初年度契約の場合は、被保険者となるべき者の人数をいいます。
（注2）保険証券記載の保険料をいいます。〕

第2条（行政委嘱委員団体傷害保険特約の適用除外）

当社は、この特約により、行政委嘱委員団体傷害保険特約第6条（通知）および第7条（確定保険料）の規定を適用しません。

第3条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

(22) 一般団体傷害保険保険料分割払特約

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年 額 保 険 料	この保険契約に定められた1か年分保険料をいいます。
払 込 期 日	保険証券記載の払込期日をいいます。
分 割 保 険 料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込み）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。ただし、当社が特に承認した団体を保険契約者とする場合には、保険契約締結の後、第1回分割保険料を保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むことができます。

第4条（分割保険料領収前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い第1回分割保険料を払い込まない場合は、その分割保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（追加保険料の払込み）

- (1) 当社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (2) (1)の追加保険料が、普通保険約款第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限りです。
- (3) 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- (4) 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
（注1）普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- (5) 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求—告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当社の請求に対して、保険契約者が追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - ① 払込期日の属する月の翌月末日を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - ② 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
（注）払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (2) (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来に向けてのみ生じます。
 - ① (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - ② (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注）
（注）払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して月割短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条（保険料の返還または請求）

- (1) 普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社が、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。
- (2) 年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第5条（死亡保険金の支払）(1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料（注）のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
（注）年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

(23) 傷害保険保険料分割払特約（一般用）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
年 額 保 険 料	この保険契約に定められた総保険料をいいます。
払 込 期 日	保険契約者が分割保険料を当会社に払い込む期日であって、保険証券記載の払込期日をいいます。
分 割 保 険 料	保険料を保険証券記載の回数に分割した金額であって、保険証券に記載された金額をいいます。

第2条（保険料の分割払）

当社は、この特約により、保険契約者が年額保険料を分割保険料に分割して払い込むことを承認します。

第3条（分割保険料の払込方法）

保険契約者は、この保険契約の締結と同時に第1回分割保険料を払い込み、第2回目以降の分割保険料については、払込期日に払い込まなければなりません。

第4条（分割保険料領取前の事故）

保険期間が始まった後でも、当社は、前条の第1回分割保険料を領取する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第5条（分割保険料不払の場合の免責）

保険契約者が第2回目以降の分割保険料についてその分割保険料を払い込むべき払込期日の属する月の翌月末日を経過した後もその払込みを怠った場合は、当社は、その払込期日後に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第6条（追加保険料の払込み）

- 当会社が第8条（保険料の返還または請求）の規定による追加保険料を請求した場合は、保険契約者は、その全額を一時に払い込まなければなりません。
- (1)の追加保険料が、普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)または(2)の規定に基づく追加保険料の場合で、保険契約者がその追加保険料の払込みを怠ったとき（注）は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
（注）当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合に限ります。
- 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。
- 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当社は、職業または職務の変更の事実（注1）があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注3）に対する割合により、保険金を削減して支払います。
（注1）普通保険約款第14条（職業または職務の変更に関する通知義務）(1)または(2)の変更の事実をいいます。
（注2）変更前の職業または職務に対して適用された保険料率をいいます。
（注3）変更後の職業または職務に対して適用されるべき保険料率をいいます。
- 普通保険約款第23条（保険料の返還または請求－告知義務・職業または職務の変更に関する通知義務等の場合）(6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者が追加保険料の払込みを怠ったときは、当社は、追加保険料領取前に生じた事故による傷害に対しては、保険契約条件の変更の承認の請求がなかったものとして、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に従い、保険金を支払います。

第7条（分割保険料不払の場合の保険契約の解除）

- 当社は、次のいずれかに該当する場合には、この保険契約を解除することができます。
 - 払込期日の属する月の翌月末日を経過した後も、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
 - 払込期日までに、その払込期日に払い込まれるべき分割保険料の払込みがなく、かつ、次回払込期日（注）において、次回払込期日（注）に払い込まれるべき分割保険料の払込みがない場合
（注）払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。
- (1)の規定による解除は、保険契約者に対する書面による通知をもって行い、解除の効力は、次の時から、それぞれ将来にわたってのみ生じます。
 - (1)①による解除の場合は、その分割保険料を払い込むべき払込期日
 - (1)②による解除の場合は、次回払込期日（注）

(注) 払込期日までにその払い込まれるべき保険料の払込みがなかった払込期日の翌月の払込期日をいいます。

- (3) (1)の規定により当社が保険契約を解除した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料から、既経過期間に対して月割短期料率によって計算した保険料を差し引いて、その残額を返還します。

第8条 (保険料の返還または請求)

- (1) 普通保険約款の規定により保険料を返還または請求すべき事由が生じた場合には、当社は、普通保険約款の保険料の返還または請求に関する規定にかかわらず、保険料を返還または請求します。
- (2) 年額保険料の払込みを完了する前に、普通保険約款第5条 (死亡保険金の支払) (1)の死亡保険金を支払うべき傷害によって被保険者が死亡した場合は、保険契約者は、保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料 (注) のうち死亡保険金を支払うべき事由に対応する保険料の全額を一時に払い込まなければなりません。
- (注) 年額保険料から既に払い込まれた保険料の総額を差し引いた額をいいます。

(24) 傷害保険保険料支払に関する特約

第1条 (保険料の払込み)

保険契約者は、この保険契約の保険料を、保険契約締結の後、保険料相当額の集金手続を行いうる最初の集金日から10日以内に払い込むものとします。

第2条 (保険料領収前の事故)

保険期間が始まった後でも、当社は、保険契約者が前条の規定に従い保険料を払い込まない場合は、その保険料を領収する前に生じた事故による傷害または損害に対しては、保険金を支払いません。

第3条 (保険料不払の場合の保険契約の解除)

当社は、保険契約者が第1条 (保険料の払込) の規定に従い保険料を払い込まない場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

第4条 (保険契約解除の効力)

前条の規定による解除の効力は、保険期間の初日に遡及してその効力を生じます。

(25) 企業等の傷害保険金受取に関する特約

- (1) 当社は、この特約により、普通保険約款第6条 (後遺障害保険金の支払) から第8条 (通院保険金の支払)、部位・症状別保険金支払特約第2条 (保険金を支払う場合) の規定にかかわらず、普通保険約款およびこれに付帯する特約に基づいて支払われる後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金、通院保険金または部位・症状別保険金についても死亡保険金受取人に支払います。
- (2) この特約が付帯された保険契約に後遺障害保険金の追加支払に関する特約が付帯されている場合は、当社は、同特約の規定にかかわらず、同特約に基づいて支払われる保険金についても(1)の死亡保険金受取人に支払います。

(26) 訴訟の提起に関する特約

訴訟の当事者となる保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、日本国以外の国籍を有し、かつ、日本国外に居住する者である場合または日本国外に主たる事務所を有する法人もしくは団体である場合には、普通保険約款第38条 (訴訟の提起) の規定にかかわらず、日本国外の裁判所に訴訟を提起することができます。

(27) 共同保険に関する特約

第1条 (独立責任)

この保険契約は、保険証券記載の保険会社 (注) による共同保険契約であって、引受保険会社は、保険証券記載のそれぞれの保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負います。

(注) 以下「引受保険会社」といいます。

第2条 (幹事保険会社の行う事項)

保険契約者が保険契約の締結に際しこの保険契約の幹事保険会社として指名した保険会社は、全ての引受保険会社のために次に掲げる事項を行います。

- ① 保険契約申込書の受領ならびに保険証券等の発行および交付
- ② 保険料の収納および受領または返戻
- ③ 保険契約の内容の変更の承認または保険契約の解除

- ④ 保険契約上の規定に基づく告知または通知に係る書類等の受領およびその告知または通知の承認
- ⑤ 保険金請求権等の譲渡の通知に係る書類等の受領およびその譲渡の承認または保険金請求権等の上の質権の設定、譲渡もしくは消滅の通知に係る書類等の受領およびその設定、譲渡もしくは消滅の承認
- ⑥ 保険契約に係る異動承認書の発行および交付または保険証券に対する裏書等
- ⑦ 保険の対象その他の保険契約に係る事項の調査
- ⑧ 事故発生もしくは損害発生等の通知に係る書類等の受領または保険金請求に関する書類等の受領
- ⑨ 損害の調査、損害の査定、保険金等の支払および引受保険会社の権利の保全
- ⑩ その他①から⑨までの事務または業務に付随する事項

第3条（幹事保険会社の行為の効果）

この保険契約に関し幹事保険会社が行った前条に掲げる事項は、全ての引受保険会社がこれを行ったものとみなします。

第4条（保険契約者等の行為の効果）

この保険契約に関し保険契約者等が幹事保険会社に対して行った通知その他の行為は、全ての引受保険会社に対して行われたものとみなします。

Ⅳ 保険証券面の表示等について

1. 特約一覧

特約の番号	特約	掲載頁	保険証券面の表示等
(1)	死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金および手術保険金などの支払特約	22	ご契約に適用されるその他の特約欄に「死・後、入院・手術のみ」の記載がある場合
(2)	死亡保険金および後遺障害保険金などの支払特約	22	ご契約に適用されるその他の特約欄に「死亡・後遺障害のみ支払」の記載がある場合
(3)	往復途上傷害危険補償特約	22	ご契約に適用されるその他の特約欄に「往復途上傷害危険補償」の記載がある場合
(4)	天災危険補償特約	22	ご契約に適用されるその他の特約欄に「天災危険補償」の記載がある場合
(5)	特定感染症「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	22	ご契約に適用されるその他の特約欄に「特定感染症（葬祭補償なし）」の記載がある場合
(6)	スポーツ団体傷害保険特約	27	スポーツ団体傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(7)	P T A 団体傷害保険特約	28	P T A 団体傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(8)	シルバー人材センター団体傷害保険特約	29	シルバー人材センター団体傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(9)	留守家庭児童団体傷害保険特約	30	留守家庭児童団体傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(10)	行事参加者の傷害危険補償特約	31	行事（レクリエーション）参加者傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(11)	施設入場者の傷害危険補償特約	32	施設入場者傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(12)	学校契約団体傷害保険特約（管理下および管理下外補償）	32	学校契約団体傷害保険欄の学校の管理下および管理下外のケガ（24時間補償）欄に「○」の記載がある場合
(13)	学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下のみ補償）（ランチャイズなし）	33	学校契約団体傷害保険欄の学校の管理下中のケガ欄に「○」の記載がある場合
(14)	学校契約団体傷害保険特約（学校の管理下外のみ補償）	35	学校契約団体傷害保険欄の学校の管理下外のケガ欄に「○」の記載がある場合
(15)	行政委嘱委員団体傷害保険特約	35	行政協力員団体傷害保険欄に「○」の記載がある場合
(16)	包括契約に関する特約（毎月報告・毎月精算用）	37	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括特約・毎月毎月」の記載がある場合
(17)	包括契約に関する特約（毎月報告・一括精算用）	38	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括特約・毎月一括」の記載がある場合
(18)	包括契約に関する特約（一括報告・一括精算用）	39	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括特約・一括一括」の記載がある場合
(19)	保険料確定特約（包括契約に関する特約用）	39	ご契約に適用されるその他の特約欄に「包括精算特約・毎月一括」の記載がある場合
(20)	保険料確定特約（シルバー人材センター団体傷害保険特約用）	40	ご契約に適用されるその他の特約欄に「保険料確定特約（シルバー人材センター）」の記載がある場合
(21)	保険料確定特約（行政委嘱委員団体傷害保険特約用）	40	ご契約に適用されるその他の特約欄に「保険料確定特約（行政委嘱団体）」の記載がある場合
(22)	一般団体傷害保険保険料分割払特約	40	ご契約に適用されるその他の特約欄に「保険料分割払特約（団体）」の記載がある場合
(23)	傷害保険保険料分割払特約（一般用）	42	ご契約に適用されるその他の特約欄に「保険料分割払特約（一般）」の記載がある場合
(24)	傷害保険保険料支払に関する特約	43	ご契約に適用されるその他の特約欄に「保険料支払に関する特約（一般）」の記載がある場合
(25)	企業等の傷害保険金受取に関する特約	43	ご契約に適用されるその他の特約欄に「企業等の傷害保険金受取に関する特約」の記載がある場合
(26)	訴訟の提起に関する特約	43	ご契約に適用されるその他の特約欄に「訴訟の提起に関する特約」の記載がある場合
(27)	共同保険に関する特約	43	証券裏面の下段に共同保険引受割合の表示がある場合。

2. 共同保険引受保険会社名称一覧

保険会社名	証券表示
大同火災海上保険株式会社	大同火災
共栄火災海上保険株式会社	共栄火災
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	あいおいニ
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動
セコム損害保険株式会社	セコム
日新火災海上保険株式会社	日新火災
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	損ジャ興亜
A I G損害保険株式会社	A I G損保
楽天損害保険株式会社	楽天損保
セゾン自動車火災保険株式会社	セゾン
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	J I 傷害
ソニー損害保険株式会社	ソニー
明治安田損害保険株式会社	明治安田

この島の損保。

大同火災海上保険株式会社

【本店】〒900-8586 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番1号
【ホームページアドレス】<https://www.daidokasai.co.jp/>

※万が一の事故の際には、下記事故受付センターにご連絡ください。

☎ 0120-091-161 (通話料無料)

FAX. **098-863-5596**

※弊社の保険商品に関するお問い合わせ・ご相談などは、下記までご連絡ください。

お問い合わせ・ご相談 ☎ 0120-671-071 (お客さま相談センター)

※ご不満・ご意見・ご要望については下記までご連絡ください。

ご不満・ご意見・ご要望 ☎ 0120-331-308 (お客さま相談センター)

受付時間：平日午前9:00～午後5:00 (土日・祝日および12/31～1/3を除きます。)

保険会社との間で問題を解決できない場合は

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結していますので、弊社との間で問題を解決できない場合には一般社団法人 日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：午前9:15～午後5:00 (土日・祝日および12/30～1/4を除きます。)

※詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)